

### Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

#### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

#### 35 寝具洗濯乾燥消毒サービス (保健福祉局高齢福祉課)

寝たきりなどにより寝具の洗濯乾燥消毒の援助が必要な人に、使用している寝具の乾燥消毒及び丸洗いをを行い、本人及び介護している家族の負担を軽減するとともに、高齢者の保健衛生の向上と高齢者福祉の増進を図ります。

##### 1 内容

年6回(そのうち丸洗いは1回)以内、または、年2回(丸洗いのみ)以内のどちらかを選択乾燥消毒・・・布団乾燥を行います。

丸洗い・・・寝具の丸洗いをを行います。

※寝具の処理には、1週間程度かかりますので、その間の布団を希望される人には、無料で貸出を行います。事業者事前に申し出てください。

##### 2 対象者

市内に居住し、介護保険における要介護3～5と認定された65歳以上の人

##### 3 費用(自己負担)

利用者の介護保険料所得段階		利用者負担率
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	契約単価の0%
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	契約単価の10%
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超える	契約単価の10%
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	契約単価の40%
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	契約単価の65%
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上 300万円未満	契約単価の90%
第9～13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上	契約単価の100%

※ 契約単価は実施事業者によって異なりますので、下記問い合わせ先へお尋ねください。

##### 4 利用方法

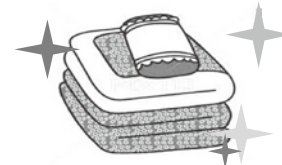
各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証

(②は申込窓口にあります。)

##### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123 参照)



# Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

## 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

### 36 移送サービス (保健福祉局高齢福祉課)

寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の生活支援や介護者の負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

#### 1 内容

寝台タクシーの基本料金相当のチケットを年間4枚給付します。  
※助成額については、介護保険料所得段階によって異なります。

#### 2 対象者

市内に居住し、介護保険における要介護4・5と認定された65歳以上の人で、座位を保てない人。ただし、介護保険料第9段階以上の人は対象外。

#### 3 支給内容

利用者の介護保険料所得段階		助成額(1回あたり)
第1段階	【A】:生活保護受給者, 支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	8,500 円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	7,650 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超える	7,650 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	5,100 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	2,970 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上 300万円未満	850 円
第9～13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上	助成対象外

※第1段階のA, Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

#### 4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。  
移送タクシー利用券を発行します。  
申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証  
(②は申込窓口にあります。)

#### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123 参照)

### Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

#### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

#### 37 おむつサービス (保健福祉局高齢福祉課)

寝たきりなどによりおむつが必要な人に、おむつを定期的に配送し、その費用の一部を助成することにより、本人及び介護にあたっている家族の介護負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

##### 1 内容

利用者は各区福祉・介護保険課にある「事業者一覧」及び「商品一覧表」から、希望の事業者・商品を決めて申込みを行います。選んだ事業者が、おむつを毎月宅配します。

※「事業者一覧」及び「商品一覧表」は、福岡市ホームページにも掲載しております。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/oldage-welfare/health/00/03/3-020105.html>

(福岡市>高齢・介護>介護>家で暮らす>生活のサポート>おむつサービス)

##### 2 対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険における要介護3～5と認定された在宅のおむつが必要な人

##### 3 費用

利用者の介護保険料所得段階		助成額(月あたり)	
		利用者負担率	助成限度額
第1段階	【A】:生活保護受給者, 支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	0%	6,000 円
	【B】: 市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下	10%	5,400 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円を超える	10%	5,400 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	40%	3,600 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	65%	2,100 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	90%	600 円
第9～13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	100%	0 円

※第1段階のA, Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

※利用者は、申込金額に上記の利用者負担率を乗じて算出した金額を負担していただきます。ただし、市が負担する金額には右欄の上限(助成限度額)があるため、上限を超える額は利用者負担していただきます。

##### 4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証

(②は申込窓口にあります。)

##### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123 参照)

## Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

#### 38 あんしんショートステイ (保健福祉局高齢福祉課)

介護者の入院などで、介護保険の上限を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成します。

##### 1 内容

利用回数:1年度に36日まで

実施施設:特別養護老人ホーム(指定された施設のみ)

##### 2 対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険における要支援1・2, 要介護1～5に認定された65歳以上の人のうち、介護保険料所得段階第1～5段階までの人

##### 3 費用(自己負担)

1日2,900円+食費 ※生活保護・支援給付を受けている人は、食費のみの負担です。

##### 4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。利用登録証を発行します。

申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証

(②は申込窓口にあります。)

ご利用の際には、利用登録証、介護保険被保険者証、印鑑を施設にご持参ください。

##### 5 送迎

ご利用の施設にご相談ください(費用は片道600円)。

##### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123参照)

## Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

#### 39 家族介護者のつどい (保健福祉局高齢福祉課)

高齢者を自宅で介護している家族の方が、介護者同士の相互交流や意見交換、介護技術の習得などを通じて介護負担の軽減と心身のリフレッシュを図れるよう家族介護教室などを実施します。

##### 1 内容

- ・家族介護者の交流会
- ・家族介護教室

##### 2 対象者

福岡市内に居住する要介護高齢者(要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた人。40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する人を含む。)を在宅で現に介護している家族

##### 3 費用(自己負担)

教材費・食材費などの実費相当額

##### 【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会(P26参照)

#### 40 家族介護者応援メールマガジン (保健福祉局高齢福祉課)

家族を介護されている人が、より手軽に介護に関する情報を入手できるよう、家族介護者向けのイベント情報や介護保険サービスに関する情報を掲載したメールマガジンを配信しています。

◎登録方法は、右記コード、または福岡市のホームページで「福岡市メールマガジン」と検索

《登録はこちらから》

→「福岡市のメールマガジンについて」の画面に従って登録  
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/mailmag.html>)



- ①「[tourokumag@city.fukuoka.lg.jp](mailto:tourokumag@city.fukuoka.lg.jp)」へ空メールを送信する。
- ②受付番号と新規登録画面へのURLが記載されたメールが届く。
- ③届いたメールの中のURLをクリックし登録手続き画面で設定を行う。
- ④「家族介護者応援メールマガジン」の項目で、「配信を希望する」にチェックを入れる。

##### 【問い合わせ先】

保健福祉局高齢福祉課 TEL 711-4881 FAX 733-5587

### Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

#### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

#### 41 認知症の人の見守りネットワーク事業（保健福祉局認知症支援課）

行方不明になった認知症の人を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力のもとにネットワーク事業を行っています。

種類	登録制度	(登録制度と同時利用)	
		捜してメール	検索システム
内容	事前に、氏名・住所・連絡先・特徴・写真等を警察署や保健福祉センターなどに登録し、認知症の人の行方がわからなくなったときの早期発見・保護や、保護されたときの身元確認ができるようにします。	登録された人が行方不明になった時、行方不明時の状況等を検索にご協力くださる協力事業者・協力サポーターへメールで一斉配信し、検索に協力していただくことで、早期発見・早期保護につなげます。	行方不明になる可能性のある認知症の人の持ち物等にステッカーを貼付しておくことで、発見者がステッカー記載のフリーダイヤルに電話し、ID番号を入力すると、事前に登録した介護者等の連絡先に自動転送され、個人情報を守った状態で直接通話ができます。
サービスの利用者	対象者	福岡市内に居住する認知症の人	
	申請者	対象者の親族・介護者 対象者本人	対象者の親族・介護者 対象者を介護している人
費用	無料	登録は無料。 * 検索依頼メールの内容を確認するためにメールアドレスを登録された場合、メールの送受信等にかかる費用は、利用者負担となります。	年会費(3,600円)の自己負担が必要です。 入会金は無料(福岡市が助成します。)
申込方法	各区保健福祉センター地域保健福祉課または対象者がお住まいの「いきいきセンターふくおか」にお申し込みください。(事前にお問い合わせください。)		
必要なもの	写真(2枚 ※最近のもので、顔や体格がわかるものをご用意ください。)		

#### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P123 参照)

※登録票は、保健福祉センター、警察署、いきいきセンターふくおかで保管します。

## Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

#### 42 認知症高齢者家族介護者支援事業（保健福祉局認知症支援課）

市では、各種の事業を公益社団法人認知症の人と家族の会に委託して行っています。

#### 1 認知症介護家族やすらぎ支援事業

##### (1) 内容

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時間帯、または介護疲れで休息が必要な時間帯に、認知症の人の介護経験等が有るボランティア(やすらぎ支援員)が、認知症の人の居宅を訪問し、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じます。

※ 緊急時を除き、直接身体に触れる介護は行いません。

##### (2) 実施期間

- ① 回数: 1日1回, 週3回まで
- ② 時間: 3時間以内(午前9時～午後6時)

##### (3) 対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受けている在宅の認知症高齢者(40歳以上65歳未満で介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病に該当する人を含む。)を同居または同居に準じた状況で介護している家族

※施設入所者・入院中の人・やすらぎ支援員では対応できない人は対象外です。

##### (4) 費用(自己負担)

- ① 500円/時間及びやすらぎ支援員の交通費
- ② 当日のサービス終了時に、やすらぎ支援員に利用料金をお渡しください。領収書を発行します。

##### (5) 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

#### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123 参照)

#### 2 認知症介護相談

##### (1) 内容

認知症の人とその家族からの悩みごとの相談に介護経験のある相談員が面接又は電話にて相談に応じます。開設時間に直接お越しいただくか、お電話ください。

毎月第2日曜日, 毎週木曜日〔祝日, 年末年始(12月28日～1月3日)は除く。〕午後1時～4時

TEL 0120-851-641

##### (2) 場所

中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

### Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

#### 4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

##### 43 認知症カフェ （保健福祉局認知症支援課）

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門職などが気軽に集い情報交換やお互いを理解する場所です。

- ◎福岡市内で開設されている認知症カフェの情報は、福岡市ホームページに掲載しています。
- ◎認知症カフェは、地域住民組織等が運営しており、認知症カフェを新たに開設する場合等には、補助金の交付を行っています。

##### 【問い合わせ先】

保健福祉局認知症支援課 TEL 711-4891 FAX 733-5587

##### 44 認知症コミュニケーション・ケア技法 「ユマニチュード®」講座 （保健福祉局認知症支援課）

ユマニチュードとは、介護される人に、自分が大切にされているということを感じ、理解してもらえよう伝えるための技術です。

家族介護者向け講座では、介護に必要な知識と具体的なケア技術の基本を学びます。

- ・対象者 福岡市内にお住まいもしくはお勤めの方
- ・費用 無料（※一部有料の講座もあります。）
- ・日程 市政だよりや福岡市ホームページでお知らせします。

##### 【問い合わせ先】

保健福祉局認知症支援課 TEL 711-4891 FAX 733-5587